



No. 311

令和5年4月3日

トピックス ～ インボイス制度における免税事業者に対する経過措置について ～

今号では、過去号でお届けした消費税の適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）において、「免税事業者」に対する経過措置について改めて整理してご案内します。詳しくは当事務所にお尋ねください。

1. 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（元請事業者側）

下請事業者がインボイスの登録をしない（＝免税事業者）場合でも令和5年10月1日から令和8年9月30日までの期間については、元請事業者は支払外注費に係る消費税額の80%を仕入税額控除の対象とすることができます。（なお、令和8年10月1日から令和11年9月30日までの期間は50%に圧縮）

2. 2割特例

「2割特例」とは、免税事業者がインボイスの登録事業者を選択した場合には、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間（*1）については、その課税期間における売上税額（課税標準額に対する消費税額）から控除する金額を売上税額の8割とする制度で、納税額は売上税額の2割となります。

（*1）個人事業者であれば令和8年まで、3月決算法人であれば令和9年3月決算期まで「2割特例」が適用できます。

（注1）「2割特例」は簡易課税制度のように事前の届出書の提出が義務づけられていませんので、申告時に本則（あるいは簡易）課税と比較した上で、「2割特例」が有利であれば確定申告書にその旨を付記すれば適用できます。

（注2）基準期間における課税売上高が1,000万円を超えるなどの理由により課税事業者となる場合には「2割特例」の適用は受けられません。また、課税期間を短縮している場合についても適用を受けることはできません。免税事業者インボイス登録を促進するためのインセンティブになっております。

3. 「課税事業者選択届出書」の提出時期に関する特例

「課税事業者選択届出書」の提出により、令和5年10月1日前から引き続き課税事業者となっている事業者は、たとえ令和5年10月1日の属する課税期間であっても「2割特例」を適用することはできません。そこで、「課税事業者選択届出書」の提出によって令和5年10月1日の属する課税期間から課税事業者となる事業者は、その令和5年10月1日の属する課税期間中に「課税事業者選択届出書」を提出することにより、提出日の属する課税期間（令和5年10月1日の属する課税期間）から「課税事業者選択届出書」の効力を失効させることを認めることとして、「2割特例」を適用できるようにしています。

4. 免税事業者の登録手続きに関する経過措置の延長

令和4年度改正では、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間においても「課税事業者選択届出書」を提出することなく、登録申請書を提出することにより、適格請求書発行事業者となることを認めることとし、年又は事業年度の中から登録をすることもできます。

（注）登録申請書の「登録希望日」の欄には、登録申請書の提出日から15日を経過する日以後の日を記載します。実務的には、余裕をもって1か月程度前までに申請しましょう。

5. 免税事業者がインボイスの登録事業者を選択した場合の簡易課税制度選択届出書の提出

「2割特例」の適用を受けられる登録事業者が、その課税期間中に「簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、その提出日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

（注）「簡易課税制度選択届出書」が提出されていても「2割特例」との有利選択ができます。

今年は本格的な温暖化の影響もあって、桜は入学式までこらえきれずに満開から葉桜になりつつあります。とはいうものの、文字通り春爛漫の雰囲気の中で新年度がスタートしております。コロナ、コロナと、この3年間は自粛を要請（強要？）され各地での春の行事が行われておりませんでした。やっとならではの様々なイベントが開催され、心弾む気分になっております。実際、昨日の新聞の社会面では、「犬山祭の車山行事」が紹介されておりました。桜吹雪のなか、絢爛豪華に飾られた全13両の車山（だし）が4年ぶりに国宝犬山城の城前広場に勢ぞろいした様子は実に見事でした。満開から散り初めていく桜をバックに何台もの豪華な車山が大勢の曳手によって町内を練り歩くさまは、これぞ日本の春！を雄弁に物語っております。

最近の明るい話題は、何と言ってもWBC（ワールドベースボールクラシック）での日本人選手の大活躍・優勝でしょうか。大谷翔平選手を筆頭に出場者全員が実力・個性を発揮し、全員野球・全員がヒーローを体現しておりました。アメリカとの決勝戦の最終回、エンジェルスの良いチームメイトでもあるトラウト選手を空振り三振に打ち取った時の大谷翔平選手の雄叫びも鳥肌モノでしたが、何と言っても小生が一番印象に残ったのは、押され気味で敗北の懸念も否定しきれない嫌な雰囲気があった準決勝・メキシコ戦での、村上（神様!?) 選手が放った起死回生の痛打のシーンでした。日本野球界の守護神・三冠王でもある村上選手がWBCでは不振を極め、ピンチヒッターへの交代かバントが指示されても不思議ではないムードの中で、栗山監督は彼を信じ続け、あの場面での彼の打撃を確信していたとのこと。村上選手自身も打撃の不振について自責の念に駆られていたでしょうし、あの場面で凡退して、日本が結果的に負けていたら、プライドにも傷つき、ひよっとしたら立ち直れないほどの精神的痛手を負ったのではないのでしょうか。野球の怖さと喜びを誰よりも深く味わったことでしょう。大谷翔平選手の絵に描いたような超超スーパースター選手ぶり（しかも、上から目線や尊大さの微塵もない人間性の魅力も兼ね備えている!）は長嶋選手やベーブ・ルースを凌ぐ野球界の至宝になることは必定でしょうが、それ以上に印象に残ったのが、あの村上選手の一発でした。

《和奏・遼真通信》

二人とも宿題のない、春休みを謳歌しているようです。小生から以下の内容の手紙を書きました。
 「和奏さん、遼真くん。春休みの東京行きはいかがでしたか。かな姉ちゃん（次女のこと）の家にも泊まれて、思いがけないビッグな旅行になったことでしょう！和奏はもうすっかり、一人で東京を散策できるようになったみたいですね。度胸がついたことに、じいじは感心しつつ大いに安堵しております。遼真はママと一緒に色々な施設巡りができたようです。それ以上に、マイリー（次女の飼犬）に会えてよかったね！ますます可愛くなったことでしょう。今度、機会があつたら東京見物のお話を聞かせてください。楽しみにしております。それから、ばあばが圧迫骨折？をしたみたいで、体調がよくありません。2～3日は歩けない程でした。そのため、二人が塩川（我が家）まで来ることを期待しながらも、却って負担になるかもしれないということで、遠慮してもらいました。元気になるよう、励ましのお手紙を書いて、ママに渡してください。その手紙の中で、高校2年生になること、小学6年生（最上級生）になることの抱負!?!みたいなことも書き添えてくれると嬉しいです。

これに対して、早速、二人から手紙をもらいました。結構長い文章なので、要約文にしようかと思いましたが、《和奏・遼真通信》ファン!?!のご期待に応えるべく、今月号と5月号の2回に分けて紹介したいと思います。今回は、遼真くんからの返事です（残念ながら抱負はありませんでした）。

「じいじへ。かな姉ちゃんの家へ、1泊2日の旅行へ行ってきました。家が多いなと思いました。似た家も多くあって、「ここ?」「いや、もう少し」というやり取りが何度もありましたが、久しぶりにマイリーに会いました。始めは警戒してほえられましたが、次第になれてくれました。あと、新しい犬がいて、すごくなつてくれました。うれしかったです。かしこくて、たった二日で、「待て」とジャンプをおぼえました。そして、町の中へ行ってみたら、首都なだけあって、ビルがとても高いものばかりで、とてもすごいです。あと、街路樹の桜がきれいでした。東京はマイリーやら町やら楽しいことがいっぱいです。ばあばの体が心配です。早く元気になって、また塩川に遊びに行けたらなと思っています。りょうまより。」

（令和5年4月3日 所長 橋本）

